

◆計画の期間

- ・刈谷市障害者計画 : 平成19年度～23年度 5年間
- ・刈谷市障害福祉計画(第2期) : 平成21年度～23年度 3年間

⇒ 平成23年度までに計画改定が必要

◆計画の策定体制

「刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画懇話会」「刈谷市刈谷市障害者計画・刈谷市障害福祉計画策定部会」を設置し、適宜協議を実施。

◆平成22年度の主な実施項目

1 アンケート調査

障害のある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体・知的・精神障害者を対象にアンケートを実施。

2 団体・事業所ヒアリング調査

障害のある人の現状、今後地域で自立した暮らしをしていくための課題や支援について、障害のある人やその家族で組織する関係団体、サービス提供事業所へヒアリングを実施。

◆平成23年度の主な実施項目

1 計画骨子案・素案の作成

平成22年度に行った「アンケート調査」「団体・事業所ヒアリング調査」をもとに計画骨子案・素案を作成。

2 パブリックコメントの実施

計画案について、市民から幅広い意見を聞くためパブリックコメントを実施。

以上